

「人権教育をすすめるために 第49集」の一部抜粋

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「**障害者差別解消法**」が平成28年4月1日から施行されます。「**障害者差別解消法**」とは…

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別の解消をするための支援措置について定めています。

「**障害を理由とする差別**」とは…




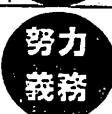
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為といえます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合（知的障害等により本人自らの意思の表明が困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。）には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（障害のある方にとって、日常生活や社会生活、学校生活を送る上で障壁となるもの）を取り除くために必要で合理的な配慮（以下「合理的配慮」という）を行うことが求められます。

こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。



公立学校においては、「**不当な差別的取扱い**」が禁止されることはもちろん、本人・保護者の意思の表明に基づく「**合理的配慮の提供**」が、法令上義務化されます。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
<b>国の行政機関・地方公共団体等</b> <small>※公立学校も含まれます。</small>	 <b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 <b>法的義務</b> 合理的配慮を行わなければなりません。
<b>民間事業者</b> <small>※個人事業者、NPO等の非営利業者も含まれます。</small>	 <b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 <b>努力義務</b> 合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

## 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

## 2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

### (1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- 移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。
- 介助等を行う学生、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコンの入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

### (2) 意思疎通の配慮の具体例

- 学校等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料、拡大コピー等）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に合わせた情報の提供、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号が異なり得ることに留意して使用すること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。



### (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音性読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。



## 「合理的配慮」に関する留意点

障害のある児童生徒等に対する合理的配慮の提供については、以下の点に留意することが必要です。

### 1 目的に合致するかどうかの観点からの検討

合理的配慮の合意形成に当たっては、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われること。

### 2 対話による合意形成

本人・保護者から学校教育を受けるために個別の変更・調整を必要としている旨の意思表示があった場合に、均衡を失ったり過度の負担を課したりするものと判断した場合には、本人・保護者に分かりやすく説明し、実現できる代替措置を提案するなど、合意形成のための対話の場を設けること。また、対話では必要とされている変更・調整は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図ること。

### 3 個別の教育支援計画への明記

合意された合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画に明記し、当該児童生徒等に関わる教職員、特別支援教育支援員、関係機関の職員等がプライバシーに配慮しつつ情報を共有すること。

### 4 合理的配慮の柔軟な見直し

合理的配慮は、障害のある者となし者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、当該児童生徒等が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、合理的配慮の合意形成後も、当該児童生徒等一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解することが重要であること。

例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要であること。

### 5 合理的配慮の引継ぎの実施

進学等の移行期においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の作成・活用、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、児童生徒等に必要合理的配慮の確実な引継ぎを行うことが大切であること。

### 6 合理的配慮の提供の流れ（例）

